

陳 情 一 覧 表

陳情番号	受理事業年月日	件名	提出者	要旨	付属委員会
12	令和7年 11月5日	集団ストーカー・テクノロジー犯罪に対する被害認定および防止・救済・啓発施策の早急な確立ならびに国への意見書提出について		<p>【陳情趣旨】 本陳情は、憲法第13条（個人の尊重）、第14条（法の下の平等）、第25条（生存権）、第36条（拷問の禁止）、ならびに国際人権規約（自由権規約 ICCPR）、拷問等禁止条約、障害者権利条約に基づき、地方自治体に課せられた責務として、以下の施策を早急に実施し、国に意見書を提出されることを求めるものである。いわゆる「集団ストーカー・テクノロジー犯罪（組織的嫌がらせ犯罪・電磁波攻撃・脳ハッキング犯罪）」は、重大な人権侵害であり、生命・身体・自由を著しく侵害している。これは国際社会でも心理的テロ・拷問行為として認知されており、日本においても法的対応を怠れば、国家賠償法第1条に基づく責任、また国際人権法違反による国際責任を問われることとなる。</p> <p>【陳情理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害の深刻性 監視・盗聴・不法追跡・居宅侵入・通信傍受・電磁波・マイクロ波攻撃による身体的損傷（頭痛、不眠、耳鳴り、臓器障害等）が多数報告されている。これらは刑法第35条（正当行為の範囲外）、第38条（責任能力の不可侵）に抵触し得る重大犯罪である。 医学的知見 国内外の研究機関では、マイクロ波・指向性エネルギー兵器による健康被害の実証例が報告されており（※1）、WHOや国連特別報告者も調査を開始している。したがって「科学的根拠が不十分」との言い訳は成立し得ない。 国際的認知 EU議会決議（1999年1月28日）では、電磁波兵器等による人権侵害禁止が明文化されている。また、国連自由権規約委員会・拷問禁止委員会も同様の人権侵害を警告している。日本は締結国として履行義務を負っている。 <p>【陳情内容】（法的拘束力を伴う要請）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害認定制度の創設 地方自治法第99条に基づき、滋賀県議会におかれてもうは国に対して意見書を提出し、被害認定を制度化していただくことを要請する。被害の公式認定は、憲法第13条に基づく人格権の保障に不可欠である。 啓発と教育 自治体は地方自治法第2条14項に基づき住民の福祉を保持する義務がある。よって、被害者相談窓口を設置し、学校教育・研修・広報を通じて県民に正しい理解を促すための施策をお願いする。 行政による救済措置 居宅支援・生活支援制度、医療費助成、避難施設の設置、独立した第三者調査委員会の設置。 法的救済と刑事罰の整備 電磁波過敏症（EHS）等の障害を正式に認定し、障害者基本法の対象に含めること、刑法に「電磁波・電波等を用いた攻撃罪」を新設し、拷問等禁止条約違反の責任を明確化すること。 <p>【結語】本陳情は滋賀県民および日本国民の生命・身体・精神・財産を守るとともに、法秩序・社会秩序の維持に不可欠なものである。地方議会には国に対する意見書提出権（地方自治法第99条）が付与されているので、滋賀県議会におかれても速やかに法整備を実施し、被害者救済・加害者処罰の枠組みを確立するよう国に意見書を御提出いただくよう強く陳情する。</p> <p>※1 マイクロ波・指向性エネルギー兵器による健康被害の実証例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ハバナ症候群 (Havana Syndrome) 2. Active Denial System (ADS) 3. 指向性エネルギー兵器の一般テスト 	文スポーツ ・土木 ・警察 常任委員会